

事務連絡

令和2年3月17日

西宮市指定移動支援事業者 各位

西宮市生活支援課長

西宮市障害福祉課長

西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る移動支援事業の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る移動支援事業の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）により示されているところですが、当市の運用については次の通りとします。

記

1. 居宅等での移動支援の実施に係る取り扱い

居宅等での支援について移動支援を適用する場合、移動支援事業所は事前に西宮市生活支援課と協議すること。市が必要性を認めた場合、移動支援事業所は①市との協議内容（市担当者、日時等を含む）、②支援が必要な理由、③居宅等における具体的なサービス内容を記録すること。

2. 期間

今般の取り扱いは令和2年3月末までとしますが、必要に応じて、追って連絡をする場合があります。

以上

【問い合わせ先】

西宮市生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市障害福祉課

電話：0798-35-3767

西宮市法人指導課

電話：0798-35-3082